

2 加古川市ターミナル支援型訪問サービス(従前相当サービス)サービスコード表(令和6年4月1日～令和6年5月31日まで)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合(※1月に4回を超える場合)	1,176	1月につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212	(2)1週に2回程度の場合(※1月に8回を超える場合)	2,349	
A2	1331	訪問型独自サービス/213	(3)1週に2回を超える程度の場合(※1月に12回を超える場合)	3,727	
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限3,727単位)	287	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービス/222	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合(※月当たり上限3,727単位)	179	
A2	2631	訪問型独自サービス/223	(二)所要時間45分以上の場合(※月当たり上限3,727単位)	220	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	(3)短時間の身体介護が中心である場合(※月当たり上限3,727単位)	163	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算		-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223	(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算		-2
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	